

## 高等教育の修学支援新制度 「授業料減免」について

当初、ガイダンスを予定しておりました「授業料減免」ですが、新型コロナウイルスの流行のため、予定を変更し、大学窓口にて提出が困難な場合は、郵送にて対応とさせていただきます。

つきましては、各要項をお読みいただき、期日までに提出をお願いします。

○対象者：①住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生

②意欲のある学生（進学後、成績不良の場合は支援を打ち切られることが、あります）

※「給付奨学金」と「授業料減免」の両方を申請することを原則としています。そのため、特

別な事情がない限り、「授業料減免」を申請される方は「給付奨学金」も申請してください。

※やむを得ず、「授業料減免」のみを申請される方は審査に時間がかかりますことをご了承ください。

○支援内容：授業料減免

○必要書類：

申請書（A 様式 1）	全員
-------------	----

採用候補者決定通知  (コピー)	給付奨学金の予約採用候補者である場合 (該当者のみ)
------------------------	----------------------------

「給付奨学金」と「授業料減免」の両方の申請者

「授業料減免」のみの申請者

申請書 (A 様式 1)	全員
所得証明書	全員
成績証明書	全員
様式 1 別紙 1	「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄が記入できない方 (該当者のみ)
様式 1 別紙 2	編入学又は転学する前に、在籍していた学校が 2 つ以上ある場合 (該当者のみ)
様式 1 別紙 3	家計急変による申し込みの場合 (該当者のみ)
様式 1 別紙 4	休職中の方 (該当者のみ)

【郵送で提出する場合】

提出期日：令和2年4月30日（木）

提出先：学部生 〒504-8511 岐阜県各務原市那加桐野町 5-68

東海学院大学 学生生活課 学費担当

短大生 〒504-8504 岐阜県各務原市那加桐野町 2-43

東海学院大学短期大学部 学生生活課 学費担当

【留意事項】

- ・申請書（A 様式 1）は、学部生と短大生により様式が違いますので、よく確認して申請書を期日までに提出してください。
- ・「進学をあきらめないで奨学生制度」や本学の「授業料免除及び徴収猶予」を申請・適用されている方は、減免額の大きいものを採用させていただきます。
- ・「給付奨学金」と「授業料減免」の認定の要件は同一のため、「給付奨学金」へ申し込んだ結果、認定を受けることが出来なかった場合は、「授業料減免」の支援についても受けることはできません。